

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の指定の見直し（案）
【三河湾における全窒素及び全りんの環境基準の水域類型の指定の見直し】
〔概要版〕

1 三河湾における全窒素及び全りんに係る水域類型の指定の状況

- 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準は、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号。以下「告示」という。)により、水域の利用目的に応じて水域類型が定められている。
- 生活環境の保全に関する環境基準のうち、全窒素及び全りんについては、海域の富栄養化の原因物質として、1993年8月に環境基準が設定されており(表1)、本県は1995年10月に三河湾の水域類型を指定した(表2)。

※伊勢湾(三河湾を除く。)は1996年2月に国が水域類型を指定

表1 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準(海域、全窒素及び全りん)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 本浴 及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

注: 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水産1種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産2種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産3種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

4 利用目的の適応性における水浴は2025年2月の一部改正により削除

表2 三河湾における全窒素及び全りんに係る水域類型の指定の状況等

水域	該当 類型	達成期間	水質汚濁に係る環境基準	
			全窒素	全りん
三河湾(イ)	IV	5年以内で可及的速やかに達成	1mg/L以下	0.09mg/L以下
三河湾(ロ)	III	直ちに達成	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
三河湾(ハ)	II	5年以内で可及的速やかに達成	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下

注: 三河湾(イ): 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域

三河湾(ロ): 三河港港湾区域の海域

三河湾(ハ): 湿美郡渥美町伊良湖岬と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、三河湾(イ)及び三河湾(ロ)に係る部分を除いたもの

2 水域類型の指定の見直しの経緯

- 水域類型の指定については、水質の状況や水域の利用目的の実態といった利用の態様の変化等に応じて適宜、見直しをすることとされている。
- 地域の水環境保全に関する課題が多様化する中で、国は、2025年2月に告示及び事務処理基準※を改正し、利用目的の適応性から「水浴」を除外するとともに、地域のニーズや実情、科学的知見等に応じた環境基準の柔軟な運用（基準値の高い水域類型への見直しも含めた適時適切な見直し等）を可能とした。
- 三河湾においては、陸域から流入する汚濁負荷量は着実に減少している一方で、海域の栄養塩類（窒素・りん）濃度の低下（図1）による水産資源（ノリ・アサリ等）への影響（図2）を懸念する声があり、漁業関係者からは基準値の高い水域類型への見直しを要望されている。
- このため、国の告示及び事務処理基準に基づき、地域のニーズや実情等を踏まえた、三河湾における全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型の指定の見直しを検討した。

※ 「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」（平成13年5月31日付け環水企第92号）

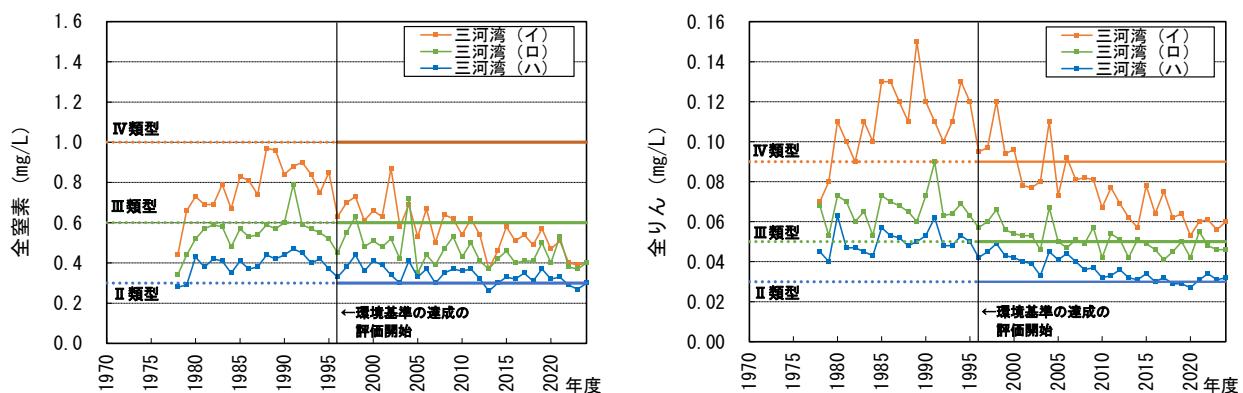
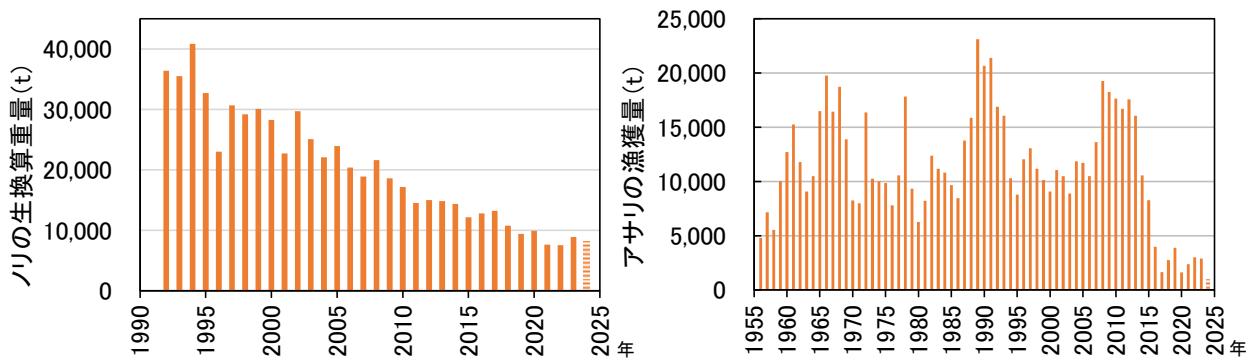


図1 三河湾の全窒素及び全りん濃度（年平均値）の経年変化



注：2024年は速報値である（2025年5月30日公表）

図2 愛知県におけるノリの生産量及びアサリ漁獲量の推移

3 水域類型の指定の見直し（案）

（1）適時適切な類型の見直し

- 以下の理由から三河湾（ハ）についてII類型からIII類型へ見直す。

[見直し理由]

- ・伊勢湾・三河湾では、ノリの色落ちによる生産量の低下やアサリを始めとした漁獲量の減少がみられ、その要因の一つとして、成長に必要な栄養塩類の不足や栄養塩類の低下に伴う餌環境の悪化による肥満度の低下が関連している可能性が指摘されている。
- ・現在の三河湾（ハ）の水域は、愛知県栄養塩管理検討会議が「漁業生産に必要な栄養塩濃度」として示した「全窒素 0.4mg/L 以上、全りん 0.04mg/L 以上」を下回るII類型（全窒素 0.3mg/L 以下、全りん 0.03mg/L 以下）に指定されており、近年では、三河湾内の漁場のほとんどが、漁業生産に必要な栄養塩濃度を下回る海域に含まれている。
- ・三河湾においては、漁業者を始めとする地域関係者から、水産利用の観点により、II類型海域（三河湾（ハ））についてIII類型（全窒素 0.6mg/L 以下、全りん 0.05mg/L 以下）への水域類型の指定の見直しを求める地域ニーズがある。

（2）季別の類型指定

- アサリを始めとする多様な水生生物の生活史の観点等から、春から夏も含めた栄養塩類の重要性が指摘されていることから、季別の水域類型の指定は適用しない。

（3）達成期間等

- 栄養塩類増加措置の実施を仮定した将来水質予測結果において、見直し後の環境基準の達成が見込まれるため、達成期間は「直ちに達成」とする。

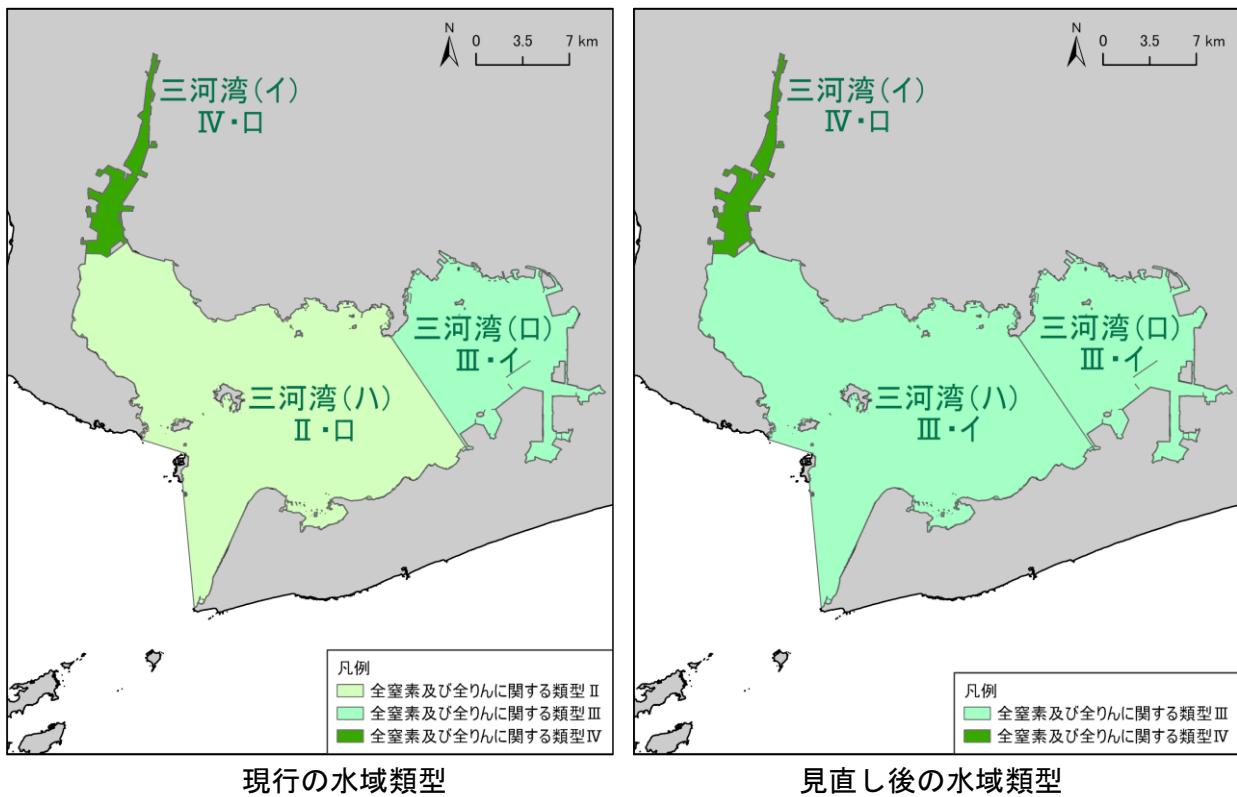
（4）まとめ

表3 三河湾の水域類型の指定の見直しの検討結果

水域	現行			見直し後		
	類型	基準値	達成期間	類型	基準値	達成期間
三河湾（ハ）	II	全窒素 0.3mg/L 以下 全りん 0.03mg/L 以下	5年以内 で可及的 速やかに 達成	III	全窒素 0.6mg/L 以下 全りん 0.05mg/L 以下	直ちに 達成

（説明）

三河湾（ハ）については、現行の水域類型指定時の主たる水域利用が、水産1種及び2種、ノリ漁場及びアサリ漁場並びに水浴であったことから、類型IIをあてはめていたが、現在の地域のニーズや当該水域の実情、科学的知見等に応じて、水産2種並びにノリ漁場及びアサリ漁場に合わせた適切な水質管理を行うため、全窒素及び全りんの環境基準のあてはめを類型IIIに変更する。



注：各水域名（緑字）の後の記号は、類型（II～IV）及び達成期間（イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成）を示す。

図3 三河湾の水域類型の指定の見直し（案）

- なお、三河湾と同様の状況にある伊勢湾の全窒素及び全りんに係る水域類型の指定に関しては、国によりII類型海域の伊勢湾（二）について、II類型からIII類型へ見直すことを視野に検討が進められている。

4 水域類型の指定の見直し後の留意事項

- 三河湾における赤潮の発生、貧酸素水塊の面積の増減や、海域の生物の多様性及び生産性に影響を及ぼす要因については、未解明な点が多く、今後も科学的な知見の集積が必要。
- このため、公共用水域の水質監視を継続し、水域類型の指定の見直し後の影響を把握する^{※1}とともに、三河湾の栄養塩類の管理に当たっては、栄養塩類増加措置の実施者及び関係者の協力を得ながら、水環境保全上の支障がないよう順応的に行うこと^{※2}が必要。

※1 事務処理基準において、「類型の見直し後は影響把握のため適切な時期に必要な情報把握・評価を行うこと」とされている。

※2 総量削減制度から、特定の水域での栄養塩類管理等を含む「総量管理制度」への転換を図る、第10次水質総量削減の在り方については、別途、中央環境審議会の総量削減専門委員会において審議中。